

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	有害物質使用特定施設の使用廃止等の通知	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第3条第3項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査） 第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（第3項において単に「特定施設」という。）であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	—
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	